

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みに係る主な検討項目

7 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係等

- 作成組織の仕組みが構築される場合にも、地方公共団体が条例改正によって非識別加工情報の仕組みを導入することは可能であるが、非識別加工情報を効率的に提供していく観点から、作成組織の仕組みによって対応することが望ましい。
- 作成組織における医療情報の取扱いについては、医療分野の研究開発に資するために医療情報が提供される場合には、次世代医療基盤法により取り扱われるべきことに留意し、検討すべき。

(1) 地方公共団体の条例による非識別加工情報との関係

作成組織の仕組みが構築された場合にも、地方公共団体が個人情報保護条例を改正し、非識別加工情報の仕組みを導入することは引き続き可能であるが、利活用する事業者にとっては、作成組織の仕組みを活用することにより、全国統一のルールで非識別加工情報を活用できることから、地方公共団体においても、作成組織の仕組みを積極的に活用することが望ましい。

また、主な検討項目2(3)(第2回検討会配布資料2)で検討したように、作成組織において対応する非識別加工情報について、「官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、重点分野として指定されている8つの分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動)等に重点的に対応するとした場合には、こうした分野以外の活用目的で非識別加工情報を作成するために、条例の改正を行うことも考えられる。

(2) 医療情報の取扱いについて

医療情報に関しては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進等を目的として次世代医療基盤法が施行されており、今後、利活用のニーズ等に応じ、同法に基づく匿名加工医療情報の利活用が進むことが見込まれている。地方公共団体においても、同法の制定目的等も踏まえ、保有する医療情報の提供等に関して適切に対応することが求められている。

次世代医療基盤法が、情報を取り扱う主体の性格に応じて適用される法的な枠組みの相違にかかわらず統一的に医療情報の提供を認める仕組みとして設けられたことを踏まえれば、医療情報の研究開発に資する匿名加工情報については、次世代医療基盤法の仕組みが積極的に活用されるべきところであり、作成組織の仕組みにおいて重疊的に対応することは適切ではないと考えられる。また、作成組織の仕組みは、地方公共団体から作成組織に個人情報を提供する際に、安全性の観点から一定の匿名化を行うことも検討しており、医療分野の研究開発のために医療情報が提供される場合においては、国が認定した事業者に対して突合可能な医療情報を提供する次世代医療基盤法の仕組みにより取り扱われるべきである。

一方で、医療情報に該当する情報については、新産業創出の観点から非識別加工情報を活用しようとする場合も考えられるところであり、仮に医療分野の研究開発といった目的以外の利活用が想定される場合には、作成組織において対応することが考えられるのではないか。（この点については、総務省の活用事例に関する調査研究の結果を踏まえ、今後整理することとする。）

このため、作成組織の認定の際に、認定を受けようとする事業者の事業計画において、医療分野の研究開発に資することを目的とした非識別加工情報の作成・提供を行わないことを確認することとしてはどうか（ただし、次世代医療基盤法の認定事業者が作成組織の認定を受けようとする場合は、この限りではない。）。